

質問事項に対する回答

調査等名)北陸自動車道 中之島見附IC雪氷施設新築実施設計

番号	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	特記仕様書	1	1-3	本業は実施設計とありますが、施設工事等共通仕様書 3-2-2 実施設計で実施設計は基本設計に基づき実施設計を行うとあります。各建物の基本設計の成果品は貸与していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	基本設計等成果品資料を貸与いたします。
2	特記仕様書	1	1-3	基本設計にあたる業務は本業務には一切入っていないと考えてよろしいでしょうか。入っている場合、どの程度の作業人工を想定しておりますでしょうか。	入っておりません。必要となった場合は別途協議のうえ実施となります。
3	特記仕様書	1	1-3	本設計建物の敷地境界は全て確定していると考えてよろしいでしょうか。また、その敷地測量図、工程測量図は貸与いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	敷地境界は確定しております。また、必要な資料は貸与いたします。
4	特記仕様書	1	1-4	地質調査の報告書は本計画建物の地盤調査報告書として、各建物直下の地耐力を確認できる資料と考えてよろしいでしょうか。	直下ではございませんが、周辺の地耐力を確認できる資料となっています。
5	特記仕様書	1	1-3、 2-4-1	設計事項には解体設計についての記載がございません。本業務には解体設計は一切含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	解体は現在計画しておりません。
6	特記仕様書	1	1-4	既存の建物の図面は、建築、構造、電気設備、機械設備、外構とも全ての図面がそろっていると考えてよろしいでしょうか。またない場合はそれぞれどの程度の図面があるのでしょうか、具体的にお教えください。	新築設計のため既存建物はございませんが、その他料金所棟においては各図面そろっております。

7	特記仕様書	1	1-4	既存建物の前願の申請図書・図面、完了検査済証、確認済み証、構造計算書等の申請図書は全て揃っていると考えてよろしいでしょうか。無い場合はそれぞれの程度そろっておりますでしょうか。	新築設計のため既存建物はございませんが、その他料金所棟においては各書類そろっております。
8	特記仕様書	4	2-1	本計画建物に必要なインフラの設備はすでに敷地内に引き込まれていると考えるとよろしいでしょうか。	引き込まれております。
9	特記仕様書	5	2-1-1	建築基準法第 12 条第 5 項報告で報告する内容について、何を報告するのかすべての項目を具体的にお教え願います。	確認申請手続業務に付随し記載しているものです。不適合の建築物が見つかった場合に報告業務が発生しますが、現状でその予定はありません。
10	特記仕様書	5	2-1-1	建築基準法第 12 条第 5 項報告で報告する内容について、既存の建物についての法適合確認は一切不要と考えるとよろしいでしょうか。異なる場合は、どの建物の何についての調査が必要か、具体的にお教え願います。	同上
11	特記仕様書	5	2-1-1	既存建物の法適合確認の為に特殊な機器や第三者調査機関が必要な調査が生じたときには、その調査に係る費用については別途協議の上支給と考えるとよろしいでしょうか。	そのとおりです。
12	特記仕様書	5	2-1-1	12 条 5 項のための受注者の調査については、床、地面などからの目視及び手の届く範囲の打診・触診程度と考え、隠蔽部や高所等についての調査は本業務には含まれないと考えるとよろしいでしょうか。含む場合は、調査方法、範囲を具体的にお教え願います。またその調査で特殊な調査器具や足場等が必要な場合、その費用については発注者にて負担すると考えるとよろしいでしょうか。	同上

13	特記仕様書	5	2-1-1	1-3 設計事項の建物以外についての積算は、本業務には一切含まれないと考えてよろしいでしょうか。異なるのであれば、その内容と範囲を具体的にお教え願います。	そのとおりです。
14	特記仕様書	5	2-2	本計画敷地は、基準法上の道路内にはないと考えてよろしいでしょうか。計画建物が道路内建築物にあたらないか、お教え願います。	契約後、行政との打ち合わせにより決定するものとします。
15	特記仕様書	5	2-2	本計画敷地は直近で接道しており、接道についての役所などとの協議は不要と考えてよろしいでしょうか。	協議は必要です。
16	特記仕様書	5	2-2	本計画敷地は市街化区域でしょうか、市街化調整区域でしょうか。また60条証明の手続きが必要か、お教え願います。	市街化調整区域です。 また、60条証明の手続きの必要有無については、契約後、行政との打ち合わせにより決定するものとします。
17	特記仕様書	6	2-3-2	本業務の成果品については、ネクスコ総研への提出は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	施設工事調査等共通仕様書 1-43-3 のとおりです。
18	特記仕様書	6	2-3-3	既設の建物の基礎は杭基礎なのでしょうか。	新築設計です。
19	特記仕様書	7	2-4-1	解体建物がある場合には、その建物と解体範囲(杭まで撤去が必要か、外構まで撤去が必要か)を具体的に明示願います。	解体は現在計画しておりません。
20	特記仕様書	7	2-4-2	本計画の基準高さとなる、道路もしくはICの地盤高さは明確になっておりますでしょうか。またその資料は貸与いただけると考えてよろしいでしょうか。	明確になっております。また、資料は貸与いたします。
21	特記仕様書	7	2-4-3	本計画建物の工事は一気に工事するものと考え、ステップを組んで段階的には工事を行わないと考えてよろしいでしょうか。異なるのであれば、そのステップをお教え願います。	段階的な工事は行わない想定をしております。

28	特記仕様書	7	2-4-7	外構設計の範囲は計画建物から 2m程度の範囲と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
29			その他	本業務において、成果品提出などの内工期は設定されていないと考えてよろしいでしょうか。あるのであれば、具体的な時期をお教え願います。	現状ございません。なお、工期前に成果品の提出が必要となった場合については、必要時期を別途協議のうえ指示を行います。